入札説明書

ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札の公告（平成２５年１１月１日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　契約担当者
　青森県知事　三村　申吾
2　一般競争入札に付する事項
次の物品の購入
（1）　青森県が取得する物品（以下「購入物品」という）
ア　名称及び数量　　ホールボディカウンタ　　一式
イ　規格等　　　　　別紙仕様書のとおり
（2）　納入期限　　　平成２６年３月２４日
（3）　納入場所　　　青森県立中央病院
3　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
　〒０３０－８５７０
　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）
　　ＴＥＬ　０１７－７３４－９１０４（担当　福士）
　　ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６
4　技術的事項に関する問い合わせ先
　〒０３０－８５７０
　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ
　　ＴＥＬ　０１７－７３４－９２８９（担当　増田）
　　ＦＡＸ　０１７－７３４－８０８９
5　入札・開札の日時及び場所
（1）　日時　　平成２５年１２月１２日　１３時３０分
（2）　場所　　青森市長島一丁目１番１号
　　　　　　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室
6　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
7　入札に参加する者に必要な資格
（1）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。
（2）　平成２３年６月２９日青森県告示第５５９号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成２４年２月１日青森県告示第５９号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成２５年２月１日青森県告示第６９号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりＡの等級に格付された者であること。
（3）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に

係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年1月２１日付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

（4）　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

（5）　購入物品と同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

（6）　購入物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8　資格の審査等

（1）　入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））に次に掲げる関係書類を添えて、平成２５年１１月２６日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア　物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部

イ　納入実績証明書（別紙様式２）　２部

（ア）　購入物品と同等の類似品に関する過去５年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ）　購入物品の写真又はカタログ等

ウ　メーカー及び工場に関する調書（別紙様式３）　２部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ　サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式４）　２部

（ア）　購入物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

・　納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。

・　整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～３年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

（イ）　部品供給体制

・　部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。

・　消耗部品（通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は２日、一般部品（５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は５日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

（ウ）　技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ　製作仕様書　２部

（ア）　購入物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

（イ）　購入物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

（ウ）　メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ　工程表　　２部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

（２）　（１）の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（３）　（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

9　落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した８の（1）オ及びカの製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

10　入札価格等

（１）　入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

（２）　入札書（別紙様式５）の記載要領

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11　入札書の提出方法等

（１）　委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式６）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

（２）　郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成２５年１２月１２日入開札、件名（入札に係る物品の名

称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成２５年１２月１１日１７時までに必着しなければならない。

（３）　電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12　入開札の立会い等

（１）　入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13　入札執行回数

原則として３回を限度とする。

14　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

15　落札者の決定方法

（１）　９により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16　再度入札等

（１）　開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（２）　無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

（３）　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

17　入札の無効

（１）　入札の参加資格のない者がした入札

（２）　同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（３）　公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（４）　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（５）　その他入札条件に違反した入札

18　入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第１５０条の９の規定により行う。

19　契約の締結

（１）　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（２）　落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が７に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

20　検査

　検査は、青森県財務規則第１６３条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21　契約代金の支払方法

　契約代金は、上記２０の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22　その他

　この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項を除く。）記載のとおりとする。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

担当者氏名　　　　　　　　　　　㊞

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入　札　件　名　　ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札
２　申請書の提出期限　　平成２５年１１月２６日
３　提出書類の名称及び提出部数
（１）　物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　　２部
（２）　納入実績証明書　　２部
（３）　メーカー及び工場に関する調書　　２部
（４）サービス・メンテナンス体制証明書　　２部
（５）　製作仕様書　　２部
（６）　工程表　　２部

（別紙様式２）

納入実績証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年１１月１日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入札件名　　ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札

２　入開札日時　　平成２５年１２月１２日　１３時３０分

３　過去５年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

４　添付書類
　契約書（写）その他

（別紙様式３）

メーカー及び工場に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年１１月１日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

１　入札件名　　ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札
２　入開札日時　　平成２５年１２月１２日　１３時３０分
３　メーカー及び工場の状況

メーカー		商号又は名称	
		住所又は所在地	
		代表者氏名	
		電話番号	
		担当者氏名	
		総従業員数	
		昨年度総売上額	
	最寄りの営業所等	名　　称	
		住所又は所在地	
		担当者氏名	
		電話番号	
工　場		名　　称	
		住所又は所在地	
		責任者氏名	
		電話番号	
	過去５年間の実績	延べ製作台数	（当該物品及び同等物品）

（別紙様式４）

サービス・メンテナンス体制証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年１１月１日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入 札 件 名　　ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　平成２５年１２月１２日　１３時３０分
３　点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績（過去３年間）	
派遣に要する日数	
派遣方法	

４　部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

（注）１　「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあっては２日を、一般部品にあっては５日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
２　「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

５　技術員の派遣体制
当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

（別紙様式５）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印
委任代理人　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

入　　札　　書

	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	円

（内訳）

番号	入　札　品　名	規　格	数量	単　価	金　　額
	○○○○○	○○○			○○○
	合　　計				○○○

備考　契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式６)

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所

　　　　商号又は名称

　　　　職　氏　名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　　　ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　　　　平成２５年１２月１２日

入札（見積り）・開札場所　　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　　　　　　　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（1）　名　　　称　　ホールボディカウンタ
（2）　形式・規格　　別紙仕様書のとおり
（3）　数　　　量　　一式
（4）　金　　　額　　￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　　　　　　　　）
（契約保証金）
第２条(A)　契約保証金は、金　　　　　　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条(B)　契約保証金は、免除する。
（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（1）　納入期限　　平成２６年３月２４日
（2）　納入場所　　青森県立中央病院
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条(A)　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条(B)　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条　発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　　　　　　　　　　　印

発注者　青森県知事　三 村 申 吾　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（2）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（3）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（4）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（5）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（6）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（7）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（8）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）

第２条(A)、第１０条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）

第２条(A)、第１０条(A)

3　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）

第２条(A)、第１０条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）

第２条(B)、第１０条(B)

緊急被ばく医療用機材備品仕様書（備品）

仕様書最終確認

1　納入物品名

ホールボディカウンタ　１式

2　仕　様

目　　次

第１章　　総　則

1　目的

本仕様書は、青森県(以下「県」という。)が青森県立中央病院に設置しているホールボディカウンタ（以下「測定器」という。)の更新に係る仕様を定めるものである。

2　契約の範囲

契約範囲は、以下のとおりとする。

(1)　更新する測定器の設計、製造、搬入、据付、配線、調整及び検査

(2)　既設測定器の撤去及び無償引き取り

3　整備機器

更新する測定器は下記のとおりとする。

ホールボディカウンタ　１式

4　納入場所

(1)　図書類の提出先は、医療薬務課とする。

(2)　測定器の納入場所は、下記のとおりとする。

青森県立中央病院（青森県青森市東造道2丁目1-1）

5　適用法令等

本契約に関わる設計、製造、調整、検査等に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等の規定及び規格等によるものとする。

(1)　法令等

ア　電気事業法(昭和39年法律第170号)、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

イ　青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)

ウ　その他関係法令等

(2)　規格及び基準

ア　日本工業規格（JIS)

イ　日本電機工業会標準規格（JEM)

ウ　電気規格調査会標準規格（JEC)

エ　電子情報技術産業協会規格(JEITA)

オ　電気電子技術者協会（IEEE)

カ　国際標準化機構規格（ISO)

キ　その他の関係規格、基準及び指針等

6　提出書類

受注者は下記の書類を提出するものとする。書類の大きさは、A4 版又は A3 版とする。

(1)	承認仕様書（作成後速やかに）	1 部
(2)	作業工程表（契約締結後 7 日以内及び変更があった場合は速やかに）	1 部
(3)	工場検査成績書（検査後 7 日以内）	2 部
(4)	県との打合せ議事録（打合せ後 7 日以内）	1 部
(5)	完成届（完成後速やかに）	1 部
(6)	現地検査成績書（完成届と併せて）	2 部
(7)	完成図書（検収時） [完成仕様書、工場及び現地検査成績書、取扱説明書、施工写真集]	3 部
(8)	取扱説明書（検収時）	3 部
(9)	その他県が指定する書類	必要部数

7　仕様書に関する疑義の取扱い

(1) この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。

(2) この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、県に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。

(3) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は 7 日以内に打合せ議事録を作成し、県に提出してその承認を受けるものとする。

8　承認仕様書

受注者は、機器等を製作するに当たって、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成し、提出して県の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるものではないが、この場合にあっては本仕様書の内容と同等以上のものとする。

また、県又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要が生じたときは、原則として両者協議することとし、受注者はあらかじめ変更承認仕様書を提出して県の承認を受けた上で変更する。

9　関係官庁等への書類提出手続き

関係官庁等に対し許認可、届出等が必要な場合における必要な書類の作成及び手続きの一切は、受注者が県の委任又は承認を受けて行うものとする。

10　契約の履行

機器等の撤去、搬入、据付等について受注者は下記項目を遵守すること。

ア　受注者は、測定器を撤去、搬入するときは、事前にその手順、日時等について県と協議すること。また、据付場所において放射線源を使用するときも事前に県と協議すること。

イ　納入場所における検収までの間の測定器等の保管は、受注者の責任において行うこと。

ウ　検収前に発生した測定器等に関する事故、故障等については、受注者がその責任を負うものとする。

エ　受注者は、測定器等の撤去、搬入、据付等に当たり、既設工作物を破損した場合は、速やかに県に連絡し協議の上善処すること。なお、これに係る費用は、受注者の負担とする。

11　検査等

(1) 工場検査

受注者は、測定器の現地搬入前にあらかじめ工場において作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、工場検査成績書を提出すること。なお、県が必要と認めるときは、工場において当該測定器の検査に立ち会うことができるものとする。

また、受注者は検査実施の７日前までに検査要領書を県に提出するものとする。

(2) 中間検査

県は、受注者が測定器を据え付けた後、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

(3) 完成検査

受注者は、測定器が完成したときは、速やかに作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、完成届と併せて現地検査成績書を県に提出すること。また、県が成績書等の提出を受けたときは、完成等を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。

なお、受注者は検査実施の７日前までに検査要領書を県に提出するものとする。

12　検収

完成検査の合格をもって検収とする。また、完成検査の結果が不合格の場合には、受注者の負担において修理等を行い、再度完成検査を受けるものとする。

13　保証

保証期間は、引渡しの日から１年間とする。

受注者は、製造、設計、調整に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下等については、県の請求に基づき、受注者の負担により速やかに修理又は取替えを行うものとする。その際、故障内容、原因及び処置について、速やかに県に報告書を提出すること。ただし、県の過失又は自然災害に起因する故障については、この限りではない。

14　技術指導等

受注者は、県の職員に対して、測定器の操作及び保守管理に必要十分な技術指導等を行うこと。なお、技術指導等の場所、方法、時期等については、県と受注者が協議の上定めるものとする。

15　費用弁償等

次に定める事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

(1) 検査、検収、県職員の技術指導等に要する経費（県職員の出張旅費を除く。）
(2) 本契約に関して第三者に与えた損害等の補償に要する費用。なお、第三者に損害を与えたときは、速やかに県に届け出ること。
(3) 本契約に伴い第三者が有する著作権、特許権及び実用新案等の使用に関する経費
(4) その他必要な経費

16　納期

納期は、平成２６年３月２４日とする。

第２章　　一般指定事項

1　構造の条件

測定器は、次の条件を満たすこと。

(1) 架台構造のものは、自立ラックタイプとすること。外形寸法は、別途協議するものとする。
(2) 底部は、床との密着による悪影響を防止するための台わく又は脚等を設けること。
(3) 各機器には、適切な地震対策を施すこと。

2　使用条件

測定器は、次の条件において安定に動作するようにすること。

周囲温度：+5℃～+35℃
相対湿度：80％ＲＨ以内（結露なきこと）
電圧変動：単相ＡＣ100Ｖ±10％以内
周波数変動：50/60Ｈｚ±10％以内
電源容量：最大20Ａ

3　塗装

塗色については、製造者標準色とする。

4　標示

各機器には、次の標示を行うこと。

(1)　銘板を付け、品名、型式、製造年月日、製造番号、製造社名、消費電力等必要事項を明示すること。
(2)　パネル面端子、入出力端子、ユニット盤、接続箇所及び部品には、図面と対照・判別できるよう識別標示を行うこと。

5　支給品

現地における機器の据付調整作業並びに試験検査で必要な電気については無償提供する。

第３章　　機器仕様

1　概　　要

本測定器は、体内に取り込まれたγ線放射性物質の量を体外から検出し、被検者の内部被ばく線量を算出する。

本測定器は、検出部、計測部（多重波高分析器）、データ処理部から構成される。

2　一般事項

⑴　設置する部屋及び据付位置については、別途県と協議すること。

⑵　測定器の撤去、搬入、据付に当たり、建屋及び設備の改造等を行う必要がある場合は、県と協議した上で、受注者の負担により行うこと。

3　機器構成

3．1　ハードウェア

(1) 検出部

品目	数量
①NaI(Tl)シンチレーション検出器	2台
②筐体（椅子及び周囲のしゃへい体を含む）	1台
③椅子用クッション	1セット
④ガイダンス用表示器	1台

(2) 計測部

品目	数量
①多重波高分析器	2台

(3) データ処理装置

品目	数量
①パーソナルコンピュータ（キーボード、マウスを含む）	1台
②ディスプレイ	1台
③収納ラック	1台
④操作用 OA チェア	1脚

3．2　ソフトウェア

品目	数量
①OS（Windows7）相当	1式
②ホールボディカウンタシステムソフトウェア	1式
③スペクトロスコピソフトウェア（CANBERRA Genie2000）	1式
④ガンマ分析ソフトウェア（CANBERRA）	1式
⑤ＱＡチェックソフトウェア（CANBERRA）	1式
⑥インタラクティブピークフィットソフトウェア（CANBERRA）	1式
⑦オフィス・スイート（Office2010 Professional）	1式

3．3　共通部

品目	数量
①プリンタ	1台
②無停電電源装置（UPS）	1台

3．4．付属品

品目	数量
①ブロックファントム（水、^{137}Cs、^{60}Co）	各1個
②同上用校正治具	1式
③接続ケーブル（電源用、信号用）	1式

4　総合性能

4．1　検出感度　　　200Bq 以下　※1

【算出条件】

測定時間：2 分

核　　種：^{137}Cs 体幹部ファントム

周辺 γ 線：0.1 μSv/h 以下の環境 B.G.

※1：上記は装置のハードウェアが弊社の出荷基準に適合していることを確認するための値であること。（人体の全身に対する感度で無くとも良い。）
全身に対する値は BOMAB ファントムを使用してデータ取得を行い換算定数を求めた後に決定することとする。

〈参考〉　算出式

検出感度算出式

原子力安全技術センター発行「被ばく線量の測定マニュアル 2000」に基づくこと。

$$n_n = \frac{3}{2}\left\{\frac{3}{Ts} + \sqrt{\left(\frac{3}{Ts}\right)^2 + 4 \times Nb \times \left(\frac{1}{Ts} + \frac{1}{Tb}\right)}\right\}$$

n_n：検出下限計数率（min^{-1}）　　Nb：B.G.計数率（min^{-1}）

Tb：B.G.測定時間（min）　　Ts：測定時間（min）

$$検出感度 Q = \frac{n_n}{\varepsilon}$$

Q：検出下限放射能量（Bq）

n_n：検出下限計数率（min^{-1}）

ε ：計数効率（min^{-1}／Bq）

5．　機器仕様

5．1　検出部

①検出器	5×3×16 インチ　NaI(Tl)シンチレーション検出器 エネルギー分解能：^{137}Cs の 662keV　γ線に対して 10%以下
②検出器使用本数	2 本（体幹部：1 本、臀部～大腿部：1 本）
③筐体・鉛しゃへい体	検出器コリメータ部：5cm 以上鉛 その他の部位　　　：2cm 以上鉛
④在室センサー	鉛しゃへい体内に被検者の在室を感知するセンサーを装備
⑤室内ガイダンス表示	表示方式：10.4 インチ TFT カラー液晶 表示内容：注意表示（椅子部センサーからの信号による） 測定開始および終了の表示
⑥椅子	構造：被検者が測定位置に安定して座れる「ゆとりのある構造」であること。 位置検出器：腰および背中に対応する位置に検出器を内蔵すること。被検者が所定の測定位置に着座した時点で検出器が感知して測定を開始すること。
⑦被検者測定対象身長	80cm ～ 200cm
⑧外形寸法・質量	約 1750(W)×1650(D)×2150(H)mm、約 6 トン

5．2　多重波高分析装置

方式　　　DSP ベースデジタルパルスシェイピング方式

・信号処理部について、表 1 の仕様を満足すること。

表 1　デジタルシグナルアナライザ信号処理部性能

方式	デジタルシグナルプロセッシング方式
積分非直線性	±0.025％以下
微分非直線性	±1％以下
ゲインドリフト	35ppm/℃以下
ゼロドリフト	3ppm/℃以下
コースゲイン	×2～×430 の範囲で設定が出来ること
ファインゲイン	×0.8～×1.2 の範囲で設定が出来ること
フィルター部 ①ライズ、フォールタイム	0.2～51μs の範囲において 0.2 ステップで設定が可能であること。
②フラットトップ	0～3.2μs の範囲において 0.1 ステップで設定が可能であること。

・被検者の着座位置がずれた際に、測定を一時中断できる TTL 入力信号を有すること（通信による信号入力は、誤差が大きいため不可）。

５．３．　データ処理部

①パーソナルコンピュータ

OS	Windows 7　相当
CPU	インテル Core i5-3470 プロセッサ（3.20GHz 以上）同等以上
ハードディスク	250GB 以上
内蔵メモリ	2GB 以上

②ディスプレイ

表示方式	TFT カラー液晶
サイズ	17 インチ以上
分解能	1024×768 ドット以上

③プリンタ

印字方式	カラーインクジェット方式
用紙サイズ	A4

④無停電電源

バックアップ対象	スペクトロメータ及びパソコン
バックアップ時間	5 分間以上

6　ソフトウェア仕様

(1) データ収集機能
多重波高分析装置を制御してバックグラウンド及び被検者測定を行い、スペクトルデータを収集・保存できること。

(2) データベースソフトを利用して、被検者に関する個人データおよび計測データを管理できること。過去の測定データは、データベースで一元的に管理するものであること。また、過去データの検索はデータベースにより容易に行えること。

(3) 測定・機器性能に関る設定値の変更を可能とします。

(4) ファイル操作（バックアップファイル作成、ファイル削除など）が可能であること。

(5) エネルギー校正が可能であること。

(6) 効率校正が可能であること。

(7) 解析ソフトウェア

・デジタルシグナルアナライザを制御し、核種別に体内放射能量を算出できること。
・100keV～3 MeV の範囲で、10 本以上のγ線で、エネルギー校正が可能であること。なお、エネルギー校正式の近似方法は、非線形最小二乗法が可能であること。
・測定・解析シーケンス（測定時間、核種ライブラリ、核種同定方法、効率／エネルギー校正データ、バックグラウンドデータ、MDA 算出、印刷設定）を 10 パターン以上任意に設定・保存し、測定のつど選択・実行できること。
・２検出器各々の解析結果及び両者の合計の解析結果が確認できること。
・スペクトル表示画面（解析ソフトウェアとは別プログラムによる単独実行でも可）は、マルチカラーROI 設定、ROI 積算、エリア表示、エネルギー校正、ピーク幅校正、ストリップ、スムージング機能、FWHM 表示、FWTM 表示、セントロイド表示、エクスパンド機能、オーバーラップ、ピークサーチ機能を有すること。
・解析ソフトウェアは、核種の定量、エネルギー校正、ピーク幅校正、効率校正、バックグラウンド補正が出来ること。
・機構が、システムの品質管理（ピーク中心、分解能、核種、BG、MDA など）を行えることを可能にするために ^{137}Cs 及び ^{60}Co 線源を測定時にはピーク中心、分解能及び放射能を、バックグラウンド測定時には、指定領域の計数をファイルに追記登録出来ること。
・ピークフィットをマニュアルで設定できること。

(8) 線量演算機能

線量演算は、独立行政法人・放射線医学総合研究所殿で開発されたソフトウェア「MONDAL」を使用して演算するものとする。

「MONDAL」は別途、県が放射線医学総合研究所殿より入手したものをホールボディカウンタ用データ処理装置にインストールすること。

7 その他

全身ファントム（BOMAB ファントム）と本装置に付属するブロックファントムとのデータの相関についての換算値を装置に入力しておくこと。

8．測定の流れ

ＷＢＣ本体の動作シーケンスは以下のとおりであること。

※WBC 本体表示器の「測定経過を示すﾊﾞｰｸﾞﾗﾌ」は、表示器に設定された時間値に基づきカウントダウンすること。

同上の時間値は、表示器のタッチパネル操作により設定が行えること。

次に、測定中に被検者が誤った状態で椅子に座っている場合に表示される画面については、以下のような動作をすること。

※測定を開始した後、被検者が以下に示すような誤った状態で座っていると想定。

＜測定中に被検者の背中が椅子から離れた場合＞

以下の画面が表示され、同時に以下の音声ガイダンスが流れること。

＜測定中に被検者の腰が椅子から離れた場合＞

以下の画面が表示され、同時に以下の音声ガイダンスが流れること。

被検者が正しく座りなおした場合は、測定を再開すること。被検者の座り方が正しく定まらない限り、測定を再開しないこと。

＜タイムアウトによる測定のキャンセルの場合＞

以下の画面が表示され、同時に以下の音声ガイダンスが流れること。

被検者が正しく着座しない状態で「測定タイムアウト時間」が経過した場合は、上記の画面が表示されること。データ処理装置にて測定中止操作を行うと初期画面に遷移すること。

※「測定タイムアウト時間」は、表示器のタッチパネル操作により設定が行えること。

以上